

平成28年度 第1回 荒川区清掃審議会

次 第

- 1 日 時 平成28年5月16日(月)
午後3時00分から4時30分まで(予定)
- 2 会 場 区役所 3階 特別会議室
- 3 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・ 前回の審議内容の確認及び回答【資料1】
 - ・ 荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について
(答申最終案)【資料2・3】
 - (3) 今後の予定【資料4】
- 4 配付資料
 - 【資料1】 松本市 食品ロス削減事業取組前と取組後比較・・・ P1～8
 - 【資料2】 主な施策・取組の新旧対照表・・・ P9
 - 【資料3】 荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する
基本的な考え方について [答申最終案]・・・ P10～30
 - 【資料4】 今後の予定・・・ P31

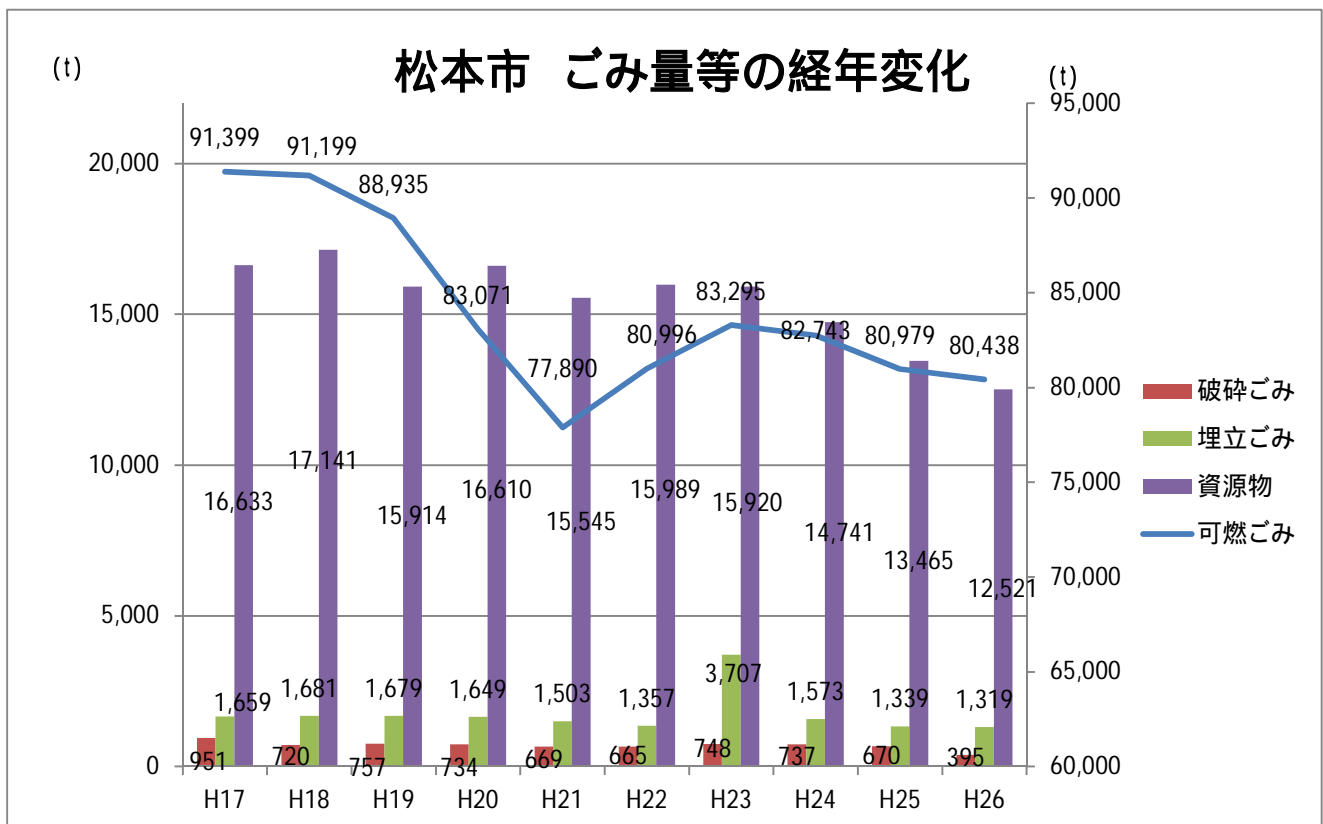
松本市 食品ロス削減事業取組前と取組後比較

松本市では平成 22 年度より食品ロス削減事業を行っている。ごみ量の推移及びアンケート調査（平成 25 年度実施）にて、食品ロス削減事業取組前と取組後の比較を行った。

1. 松本市のごみ量の推移

(1) 松本市 ごみ量等の経年変化

松本市のごみ量は、東日本大震災に伴う災害廃棄物の影響で、平成 23 年度は増加したものの、全体的に減少傾向にあり、近年は微減傾向である。



平成 27 年度廃棄物処理の概要（松本市）より作成

破碎ごみは、割れ物以外の不燃ごみ（80cm以内）が対象

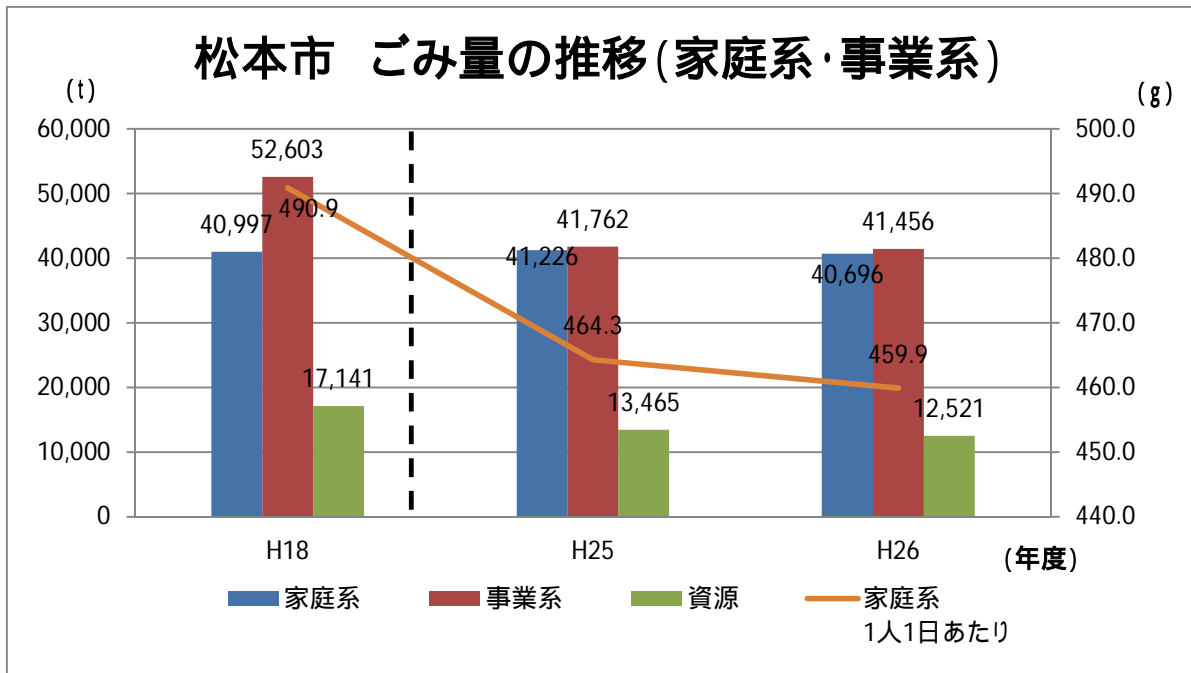
埋立ごみは割れ物（ガラス・陶器）と灰・土が対象

80cm以上の粗大ごみは重量統計は無し（台数のみ算出している）

ごみの組成調査については、平成 25 年度に実施しているが、組成内訳については非公開

(2) 松本市 ごみ量の推移 (家庭系・事業系)

松本市の平成 26 年度の事業系ごみ量は、平成 18 年度と比較し、2 割以上減少している。家庭系ごみ (年間総量及び市民 1 人 1 日あたり) についても、減少傾向にある。



松本市ごみ処理基本計画より (H 1 9) 作成

平成 2 7 年度廃棄物処理の概要より (H 2 5 ・ 2 6) 作成

人口は松本市統計月報 (1 月 1 日現在) を参照

2 . 食品ロス削減に係る一般市民意識変化調査

(1) 概要及び目的

食品ロス削減に向けて、より効果的な事業を行うための課題等を整理し、今後の具体的な施策を検討するために、食品ロスに係る認知度及び啓発を行うことによる効果等について検証を行った。

(2) 方法

平成 2 5 年度に無作為抽出した 1 , 0 0 0 戸を対象にアンケート調査を 2 度実施した。

第 1 回のアンケートは、食品ロスに係る現状の認知度や現在の具体的な取組み内容を把握すると共に、同封した啓発用パンフレットを読まないと答えられないような内容とし、食品ロス削減に係る動機づけを行うことを目的として実施した。

第 2 回のアンケートは、第 1 回アンケート等による動機づけを行った 2 か月後、意識と行動に変化があるかどうかを調査するために実施した。

(3) 回収率

第 1 回アンケート (動機づけ調査) 4 7 . 2 % 平成 2 5 年 1 1 月実施

第 2 回アンケート (意識変化調査) 4 1 . 1 % 平成 2 6 年 1 月実施

(4) アンケート結果(抜粋)

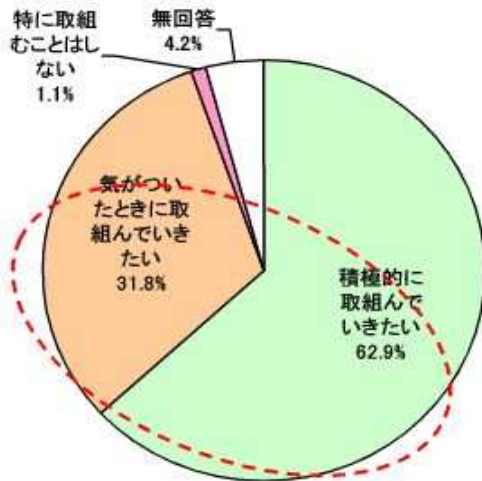
ア. 今後の取組意志(第1回アンケート・動機づけ調査)

今後も食品ロス削減に積極的に取組んでいきたい住民は62.9%、気が付いたときに取組んでいきたい住民は31.8%で、全体で9割を超えた。

◇ 今後の取組み意思(H25年度松本市調査)

今後の取組み意思

(回答数 472人)



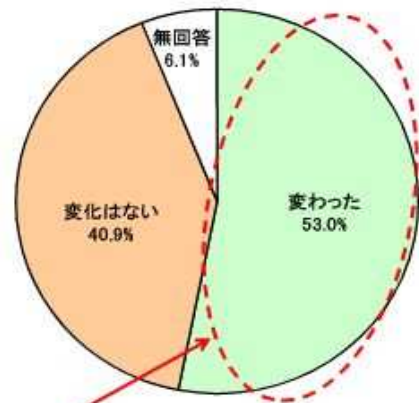
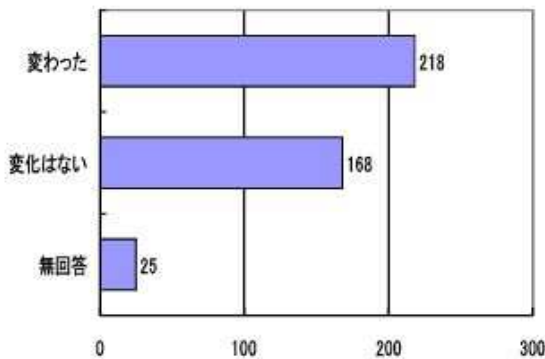
イ. 意識啓発による効果(第2回アンケート・意識変化調査)

事業取組後、食品ロス削減に対する意識の変化があった住民は53.0%で半数を超えた。

◇ 意識啓発による効果(H25年度松本市調査)

意識啓発後の食品ロス削減への取組みに対する意識の変化の有無

(回答数 411人)



動機付けにより半数を超える人に意識の変化が見られる

3. 園児意識変化等調査（H25年度松本市調査）

（1）概要・目的

食品ロス削減の一環として、幼児を対象に食べ物を作ってくれた人への感謝の心や食べ物を残さず食べ大切にする心を育むために、市内全公立保育園・幼稚園にて食品ロス削減のための参加型環境教育（パワーポイントを用いたクイズ・分別ゲーム・もったいない体操等）を実施しており、参加型環境教育実施後の園児及び保護者の意識変化についての検証を行った。

（2）方法

平成25年11月に、参加型環境教育を実施した市内全公立保育園・幼稚園（46園 年長児1,354人）の園児の保護者（同数）に対し、園を通じてアンケートを配付・回収した。

（3）回収率

67.0%

（4）アンケート結果（抜粋）

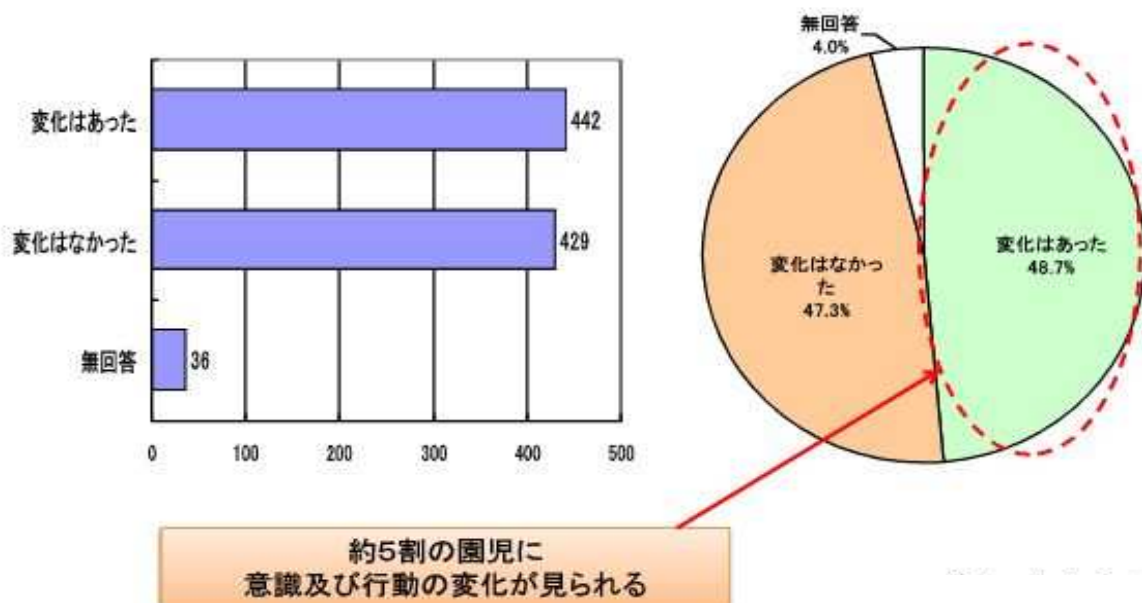
ア．環境教育後の園児の意識及び行動の変化の有無

食品ロス削減に関する環境学習（紙芝居含む）後に意識の変化があった園児は48.7%で、約半数を占めた。

◇ 園児意識変化等調査（H25）

環境教育後の園児の意識及び行動の変化の有無

（回答数 907人）



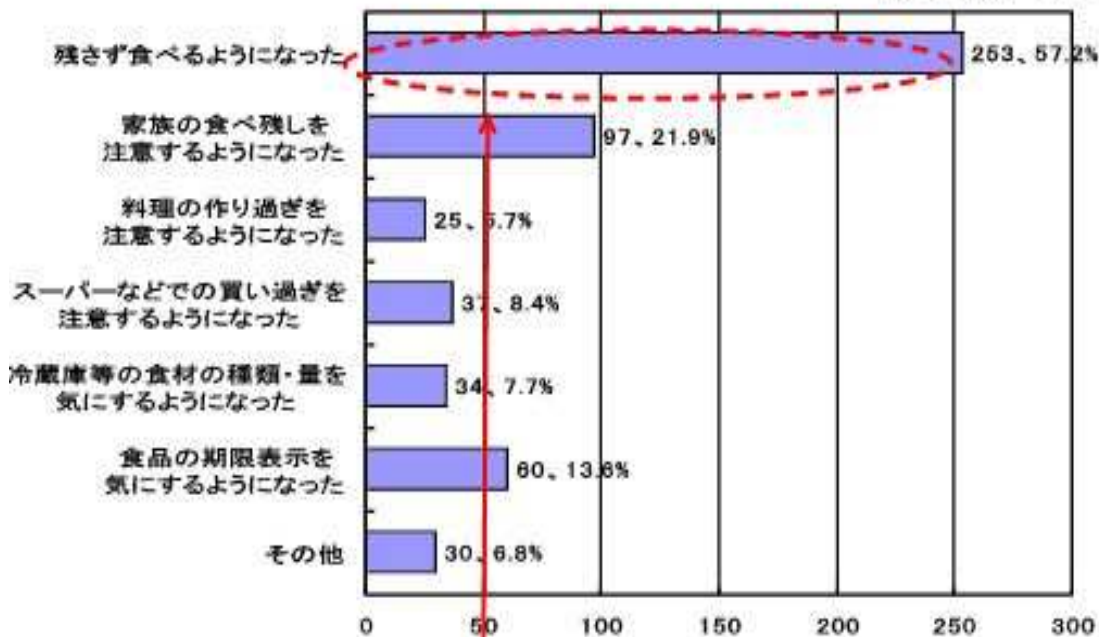
イ．行動の変化の具体事例（食べ残しなどに関する行動）

食品ロス削減に関する環境学習後にご飯を残さず食べるようになった園児は57.2%、家族の食べ残しを注意した園児は21.9%など、園児の行動に具体的な変化が見られた。

◇ 園児意識変化等調査（H25）

行動の変化の具体事例（食べ残しなどに関する行動）

（回答数 440人、複数回答）



5割を超える園児は残さず食べるようになり、自らが行動していることが伺える

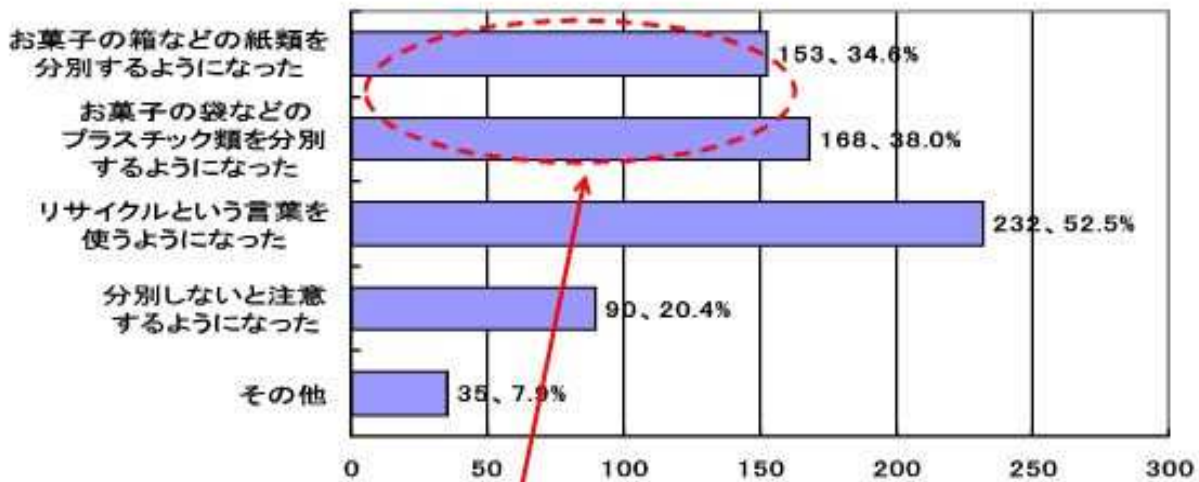
ウ．行動の変化の具体事例（ごみの分別などに関する行動）

食品ロス削減に関する環境学習（紙芝居含む）後に、リサイクルという言葉を使うようになった園児は52.5%、お菓子の箱や袋などを分別するようになった園児は3割を超えた。

◇ 園児意識変化等調査（H25）

行動の変化の具体事例（ごみの分別などに関する行動）

（回答数 440人、複数回答）



紙類、プラスチック類の分別に関しても自ら行動していることが伺える

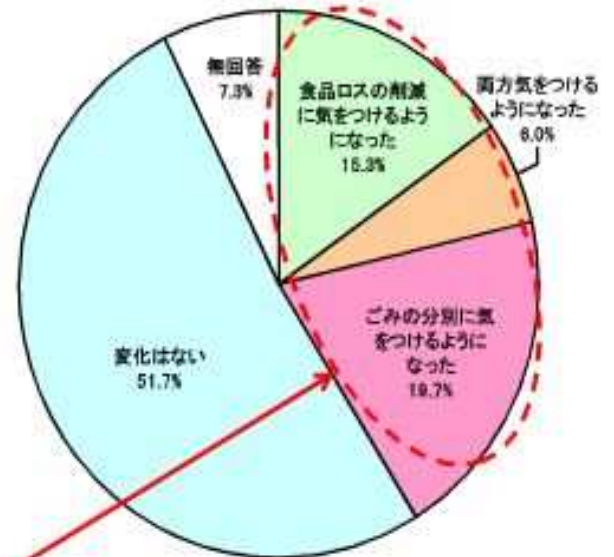
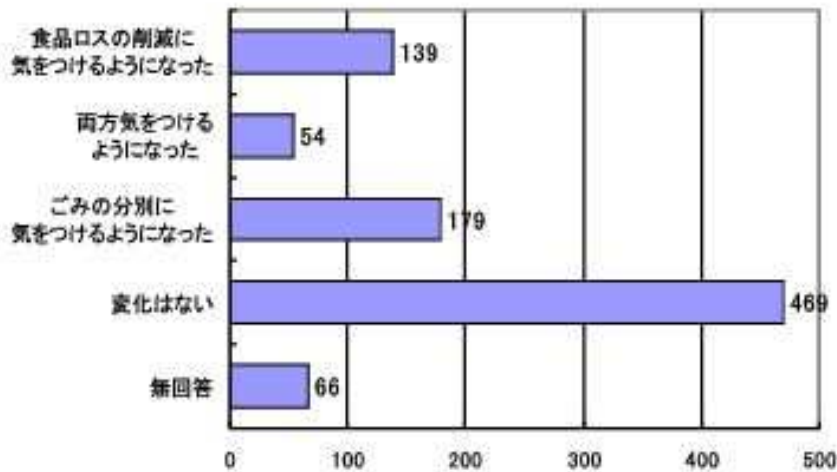
エ．環境教育を受けた後の保護者の意識及び行動の変化

食品ロス削減に関する環境学習（紙芝居含む）後に意識の変化があった保護者が約4割を占め、保護者に対しての啓発効果もあった。

◇ 園児意識変化等調査（H25）

環境教育を受けた後の保護者の意識及び行動の変化

（回答数 907人）



園児の割合よりは低いものの、約4割の保護者に意識及び行動の変化が見られ、園児に対する教育が保護者にも十分伝わることがわかる

オ．食品ロスに係る具体的な家族の変化

食品ロス削減に関する環境学習（紙芝居含む）後に、園児及び園児の家族に以下のような変化があった。

食品ロスに係る具体的な家族の変化

- ・子どもたちも気をつけようとしているので、皆で家族で少しでも取組もうと意識している。
- ・食べられるのに捨ててしまった食品を子どもが見て、注意された。
- ・子ども、夫が料理を手伝うようになった。
- ・葉っぱまで残さず料理するようになった。

ごみの分別に係る具体的な家族の変化

- ・幼児が小学生に教えていた。小学生は分かっていそうで分かっていなかった。
- ・子どもに注意されたり、言われたりするようになり、分別を一緒にするようになった。
- ・子どもから「お菓子の箱も生まれ変わるから捨てないで」と言われ空き箱を資源に出すようになった。

主な施策・取組の新旧対照表

基本方針1 環境区民による協働の推進

(旧)	具体的な取組(旧)	施策分類	新
1	1-1 区民が楽しみながら取り組める視点や工夫の普及啓発事業への導入	普及啓発	37
	1-2 「あらかわエコセンターホームページ」や「環境情報誌エコとも」を活用した情報発信	普及啓発	削除
2	1-3 あらかわエコセンターの活用による普及啓発	普及啓発	43(変更)
3	1-4 単身世帯等へのPR推進(資源回収に関するメール対応等)	普及啓発	5(変更)
4	1-5 多国籍化への対応(イラストを効果的に使ったパンフレット作成等)	普及啓発	6
5	1-6 転入者への周知推進(不動産事業者等への協力依頼)	普及啓発	7
6	1-7 荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施	普及啓発	13
7	1-8 事業者への更なる働き掛け(紙ごみの減量)	普及啓発	32(変更)
8	1-9 事業者への更なる働き掛け(生ごみの減量)	普及啓発	9(変更)
9	1-10 事業者への更なる働き掛け(環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等)	普及啓発	12
10	1-11 優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等	普及啓発	45
11	1-12 ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む優良事業者の紹介	普及啓発	46(変更)
12	新規 3Rリーダーとの協働(ごみ減量・リサイクル事業普及啓発)	普及啓発	41
13	新規 環境・リサイクル活動団体等との協働(もったいないバザール等)	普及啓発	42
14	新規 3R行動会議の実施	普及啓発	44
15	1-13 清掃・リサイクルに関する経費等の情報の「見える化」	情報発信	48(変更)
16	1-14 東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」	情報発信	49
17	1-15 最終処分場の現状に関する情報の「見える化」	情報発信	50
18	1-16 小学生への環境教育・環境学習の更なる充実	環境教育・環境学習	38
19	1-17 体験型学習等の推進	環境教育・環境学習	39
20	1-18 新リサイクルセンターの整備	環境教育・環境学習	25
21	新規 園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動	環境教育・環境学習	35
22	新規 (仮称)荒川区リサイクルセンターにおける環境学習の実施	環境教育・環境学習	36
23	新規 3Rリーダーの養成講座の実施	環境教育・環境学習	40

基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進

(旧)	具体的な取組(旧)	施策分類	新
24	2-1 分別の更なる徹底に向けた取組の実施	ごみを発生させない生活	1, 22, 23, 24(変更)
25	2-2 レジ袋削減のためのマイバッグ利用促進(モデル商店街との連携)	ごみを発生させない生活	15(変更)
26	2-3 レジ袋削減のためのマイバッグ利用促進(モデル事業所との連携)	ごみを発生させない生活	
27	2-4 マイはし・マイボトルの利用促進	ごみを発生させない生活	2(変更)
28	2-5 ごみ減量アイデア募集	ごみを発生させない生活	
29	2-6 生ごみ処理機等の購入助成	ごみを発生させない生活	3(変更)
30	2-7 家庭ごみの有料化の検討	ごみを発生させない生活	8
31	新規 食品ロス削減に向けた周知の徹底(区民向け)	ごみを発生させない生活	1
32	新規 フードドライブの実施	ごみを発生させない生活	4
33	新規 もったいない協力店の募集	ごみを発生させない生活	10
34	新規 区役所地下食堂との連携(食品ロス削減事業)	ごみを発生させない生活	11
35	2-8 リサイクル工房の実施	ものを大切に長く使う	16
36	2-9 フリーマーケットの実施	ものを大切に長く使う	17
37	2-10 リサイクルひろばの実施	ものを大切に長く使う	18
38	2-11 家具のリサイクルの実施	ものを大切に長く使う	19
39	2-12 リユースの普及に向けたリーフレットの作成	ものを大切に長く使う	20
	2-13 リユースの普及に向けた講座の開催	ものを大切に長く使う	削除(リサイクル工房等と統合)
	2-14 古着の交換会等	ものを大切に長く使う	削除(フリマ等と統合)
40	2-15 リペアなどの新たなRの普及啓発	ものを大切に長く使う	21
41	2-16 修理店の紹介等	ものを大切に長く使う	47(変更)
42	新規 もったいないバザールの実施	ものを大切に長く使う	14
43	2-17 新リサイクルセンターの整備(再掲)	リサイクルの更なる推進	25
44	2-18 資源の持ち去り対策の強化	リサイクルの更なる推進	26(変更)
45	2-19 事業系一般廃棄物のリサイクルの推進(再掲)	リサイクルの更なる推進	33
46	2-20 新たな資源回収に向けた調査・検討(古着)	リサイクルの更なる推進	23(変更)
	2-21 新たな資源回収に向けた検討・実施(レアメタルを含めた金属類等)	リサイクルの更なる推進	削除(小型家電等と統合)
47	2-22 新たな資源回収に向けた検討(小型家電)	リサイクルの更なる推進	27(変更)
48	2-23 新たな資源回収に向けた調査・検討(その他廃食油等)	リサイクルの更なる推進	28(変更)
49	2-24 インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化	リサイクルの更なる推進	34
50	新規 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施(雑紙及び紙製容器包装類のリサイクルの推進)	リサイクルの更なる推進	22
51	新規 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施(びん・缶類)	リサイクルの更なる推進	24
52	新規 新たな資源回収に向けた調査・検討(プラスチック製容器包装類)	リサイクルの更なる推進	29
53	新規 新たな資源回収に向けた調査・検討(不燃ごみに含まれる資源)	リサイクルの更なる推進	30
54	新規 新たな資源回収に向けた調査・検討(粗大ごみに含まれる資源)	リサイクルの更なる推進	31

基本方針3 適正処理の推進

(旧)	具体的な取組(旧)	施策分類	新
55	3-1 収集ルートの見直し	効率的なごみ収集	52
56	新規 清掃事業の適正な運営	効率的なごみ収集	51
57	3-2 地域による見守りが必要な方への戸別訪問収集の実施	地域による見守り	56(変更)
58	新規 地域による見守りが必要な方への取組(地域の方々の温かい取組への見守り)	地域による見守り	57
59	3-3 ふれあい指導の実施	適正排出の徹底	58
60	3-4 適正排出に向けた指導の強化(事業系ごみ排出者の登録制度の導入等)	適正排出の徹底	59
61	3-5 取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処理方法の周知	適正排出の徹底	54
62	新規 取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収の実施(水銀)	適正排出の徹底	53(変更)

基本方針1 排出抑制の促進

(新)	具体的な取組(新)	施策分類	新規	変更
1	食品ロス削減に向けた周知の徹底(区民向け)	家庭系ごみ削減		
2	もったいないレシビ・ごみ減量アイデア募集	家庭系ごみ削減		
3	生ごみ減量の普及啓発(生ごみ水切り・生ごみ処理機助成等)	家庭系ごみ削減		
4	フードドライブの実施	家庭系ごみ削減		
5	単身世帯等へのPR推進(スマートフォン等のアプリ作成等)	家庭系ごみ削減		
6	多国籍化への対応(イラストを効果的に使ったパンフレット作成等)	家庭系ごみ削減		
7	転入者への周知推進(不動産事業者等への協力依頼)	家庭系ごみ削減		
8	家庭ごみの有料化の検討	家庭系ごみ削減		
9	食品ロス削減に向けた周知の徹底(事業者向け)	事業系ごみ削減		
10	もったいない協力店の募集	事業系ごみ削減		
11	区役所地下食堂との連携(食品ロス削減事業)	事業系ごみ削減		
12	事業者への更なる働き掛け(環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等)	事業系ごみ削減		
13	荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施	事業系ごみ削減		
14	もったいないバザールの実施	再利用		
15	マイバッグ・マイはし・マイボトルの利用促進	再利用		
16	リサイクル工房の実施	再利用		
17	フリーマーケットの実施	再利用		
18	リサイクルひろばの実施	再利用		
19	家具のリサイクルの実施	再利用		
20	リユースの普及に向けたリーフレットの作成	再利用		
21	リペアなどの新たなRの普及啓発	再利用		

基本方針2 リサイクルの推進

新	具体的な取組(新)	施策分類	新規	変更
22	資源化の更なる徹底に向けた取組の実施(雑紙及び紙製容器包装類のリサイクルの推進)	資源化の更なる徹底		
23	資源化の更なる徹底に向けた取組の実施(古布)	資源化の更なる徹底		
24	資源化の更なる徹底に向けた取組の実施(びん・缶類)	資源化の更なる徹底		
25	(仮称)荒川区リサイクルセンターの運営	資源化の更なる徹底		
26	資源の持ち去り対策の更なる強化(GPS等)	資源化の更なる徹底		
27	新たな資源回収に向けた検討・実施(中型家電及び小型家電)	新たな資源回収		
28	新たな資源回収に向けた検討・実施(蛍光灯・廃食油その他)	新たな資源回収		
29	新たな資源回収に向けた検討・実施(プラスチック製容器包装類)	新たな資源回収		
30	新たな資源回収に向けた取組の実施(不燃ごみに含まれる資源)	新たな資源回収		
31	新たな資源回収に向けた取組の実施(粗大ごみに含まれる資源)	新たな資源回収		
32	事業者への更なる働き掛け(紙ごみの減量及び古紙リサイクルの周知)	事業系リサイクル		
33	事業系一般廃棄物のリサイクルの推進(再掲)	事業系リサイクル		
34	インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化	事業系リサイクル		

基本方針3 参画と協働体制の推進

新	具体的な取組(新)	施策分類	新規	変更
35	園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動	環境教育		
36	(仮称)荒川区リサイクルセンターにおける環境学習の実施	環境教育		
37	区民が楽しみながら取り組める視点や工夫の普及啓発事業への導入	環境教育		
38	小学生への環境教育・環境学習の更なる充実	環境教育		
39	体験型学習等の推進	環境教育		
40	3Rリーダーの養成講座の実施	地域		
41	3Rリーダーとの協働(ごみ減量・リサイクル事業普及啓発)	地域		
42	環境・リサイクル活動団体等との協働(もったいないバザール等)	地域		
43	あらかわエコセンター及び(仮称)荒川区リサイクルセンターの活用による普及啓発	地域		
44	3R行動会議の実施	地域		
45	優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等	情報の見える化		
46	ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む優良事業者の紹介(もったいない協力店等)	情報の見える化		
47	修理店の紹介等	情報の見える化		
48	ごみ量や経費等の情報の更なる「見える化」	情報の見える化		
49	東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」	情報の見える化		
50	最終処分場の現状に関する情報の「見える化」	情報の見える化		

基本方針4 適正排出の推進

新	具体的な取組(新)	施策分類	新規	変更
51	清掃事業の適正な運営	清掃事業		
52	収集ルートの見直し	清掃事業		
53	取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収の実施(水銀)	清掃事業		
54	取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処理方法の周知	清掃事業		
55	災害廃棄物処理基本計画の策定	清掃事業		
56	地域による見守りが必要な方への取組(区による戸別訪問収集)	家庭系ごみ		
57	地域による見守りが必要な方への取組(地域の方々の温かい取組への見守り)	家庭系ごみ		
58	ふれあい指導の実施	家庭系ごみ・事業系ごみ		
59	適正排出に向けた更なる指導の強化(事業系ごみ排出者の登録制度の導入等)	事業系ごみ		

荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する
基本的な考え方について
(答申最終案)

平成 2 8 年 5 月

荒川区清掃審議会

- 1 計画見直しの背景
- 2 現状と課題
 - (1) 現状
 - (2) 課題
- 3 基本理念・基本方針・計画の目標
 - (1) 基本理念
 - (2) 更なる施策の充実に向けた基本方針の見直し
 - (3) 基本方針の見直し理由
 - (4) 重点施策
 - (5) 計画の目標
- 4 循環型社会の実現に向けた具体的な施策
 - 基本方針 1 排出抑制の促進
 - 基本方針 2 リサイクルの推進
 - 基本方針 3 参画と協働体制の推進
 - 基本方針 4 適正排出の推進
- 5 計画の推進体制
 - (1) 推進体制
 - (2) 環境区民の役割と協働のしくみ
 - (3) 荒川区清掃審議会
 - (4) 計画の進行管理

1 計画見直しの背景

区は、平成24年3月に策定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成24年度から平成33年度まで）」に基づき、基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」に向け、環境学習などの啓発活動や資源回収品目の充実、ごみ減量のための3R推進事業の展開や安全で効率的なごみ収集・運搬体制の整備などに取り組んできました。

その間、国においては、平成15年3月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」が平成25年3月に見直しされ、「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、「質にも注目した循環型社会の形成」を軸として、低炭素社会・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の概念の高度化に取り組んでいます。また、水銀および水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約である「水銀に関する水俣条約」の採択・署名が平成25年10月に行われ、東京都では、水銀廃棄物の最終処分場での埋立処分をしないことを検討していくという方針が打ち出されました。

こうした中で、荒川区では、人口増加が続いており、平成27年4月に区の人口が21万人を超えました。その反面、景気の回復基調は続いているものの、個人消費などに弱さが見られるなどといった社会情勢の中で、平成26年度における荒川区のごみと資源の総排出量は、減少傾向で推移しています。区民1人1日当たりの総ごみ量及び総排出量については、荒川区一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成いたしました。資源回収量及びリサイクル率については目標値の達成には至っておらず、排出抑制の促進やリサイクルの推進など更なる施策の展開を図る必要があります。

一方、（仮称）荒川区リサイクルセンターの整備が進められ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を中心とした様々なR（リペア・リフューズ等）の拠点としての役割が期待されています。このリサイクルセンターは、資源の中間処理を行う拠点としてだけでなく、施設見学などの普及啓発活動等の場としても、最大限に活用して行く必要があります。

平成23年度に策定した現行計画については、平成28年度をもって前半の5年間の経過します。これまでの計画の達成状況や、上記のような本区を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しについて検討いたしました。

2 現状と課題

（1）現状

荒川区では、平成23年度に策定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・リサイクル施策に積極的に取り組み、近年の人口増加にも関

ならず、ごみと資源の合計である総排出量は、平成26年度実績で平成22年度と比較し6.2%（区民1人1日当たり8.3%）減少し、総ごみ量も6.4%（区民1人1日当たり9.1%）減少しました。

しかし、平成26年度のリサイクル率は16.5%であり、平成22年度と比較し上昇値は0.1ポイントのみとなっており、横ばい状態となっています。

横ばい状態である理由としては、景気の影響もあり総排出量が年々減少しており、資源も総排出量に伴い減少していること、新聞・雑誌等の購読者の減少により古紙回収量が年々減少している等があります。

このような状況の中で、資源回収量及びリサイクル率を上げていくためには、総排出量に含まれる資源回収量を増やし、総ごみ量を減らしていく必要があります。

（2）課題

ごみの排出抑制の促進

循環型社会の実現に向けて、今後さらに環境負荷の低減を進めていくためには、3Rのうちリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を優先させること、すなわち、ごみを発生させない、繰り返し使用する等、廃棄物の発生自体を抑制すべきです。

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査では、家庭系可燃ごみの約52%、事業系可燃ごみの約48%を生ごみ（厨芥類）が占めているため、特に生ごみ減量はごみの排出抑制の最重要事項となっています。

また、上記のごみ排出原単位等実態調査では、1人世帯の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の1人1日当たりの排出量は、すべての項目において、他世帯を大きく上回っていました。単身世帯や、若い世代を対象としたごみ減量・リサイクル推進の周知の浸透が必要となります。

リサイクルの更なる充実

平成26年度時点で、目標値未達成である資源回収量及びリサイクル率の向上を目指すためには、リサイクルの更なる充実を図ることが求められます。

平成28年10月に開設される（仮称）荒川区リサイクルセンターを最大限に活用していくとともに、リサイクルの更なる充実を図る必要があります。

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査では、家庭から出た可燃ごみの中にリサイクル可能な紙類が約9%、古布等の繊維類が約4%含まれていました。また、家庭から出た不燃ごみの中にリサイクル可能なびん類が約10%、缶類が約3%、小型家電が約1%含まれていました。目標達成のためには、これらの資源を適切に分別していただく必要があります。また、不燃ごみや、粗大ご

みの中にも、資源として活用できるものが多く含まれているため、これらを資源化していくことが求められます。

事業者については、事業系の資源回収システム（区収集では登録制・区以外の古紙等のリサイクルシステム等）の加入率が低く推移しているため、資源回収システムを浸透させていくことも必要です。

区民の参画と協働

区がごみ減量・リサイクル推進のための施策を打ち出すだけでは、効果に限界があります。質の高い循環型社会の実現に向けて、区民の意識を高めていき、区との積極的な参画協働を進めていくことが求められます。

普及啓発等についても、区が情報発信するだけではなく、区民と協働し取り組んでいくことが大切です。さらに、地域での清掃・リサイクル事業の声を行政に届ける施策を検討すべきです。

一方、集団回収等のごみ減量・リサイクル事業を担う区民の高年齢化が進んでおり、子育て世代等の若い世代にもごみ減量・リサイクル事業に関心を持っていただく必要があります。

適正排出の推進

ごみ減量への取組がなされた後、排出されたごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理すべきです。

適正処理体制を維持していくためには、区民・事業者に対し不適正排出の是正をする必要があります。

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査における事業者アンケートでは、区のごみ収集にごみ処理券を貼らずに排出していると回答した事業者は、可燃ごみで13.2%、不燃ごみで14.9%、生ごみで14.9%となっており、区民や事業者の適正排出を推進していくべきです。

区においても、効率性や環境に配慮しながら、収集・運搬体制を確保することが重要となります。

平成25年10月に採択・署名された「水銀に関する水俣条約」の発効に向けて、区においても環境保護の観点から、水銀が含まれている廃棄物の収集・処分方法を検討すべきです。

さらに、今後は首都直下地震や水害などの自然災害発生時に発生する、建物などがれきや、し尿の処理方法について検討していく必要があります。

3 基本理念・基本方針・計画の目標

(1) 基本理念

基本理念 環境区民による質の高い循環型社会の構築

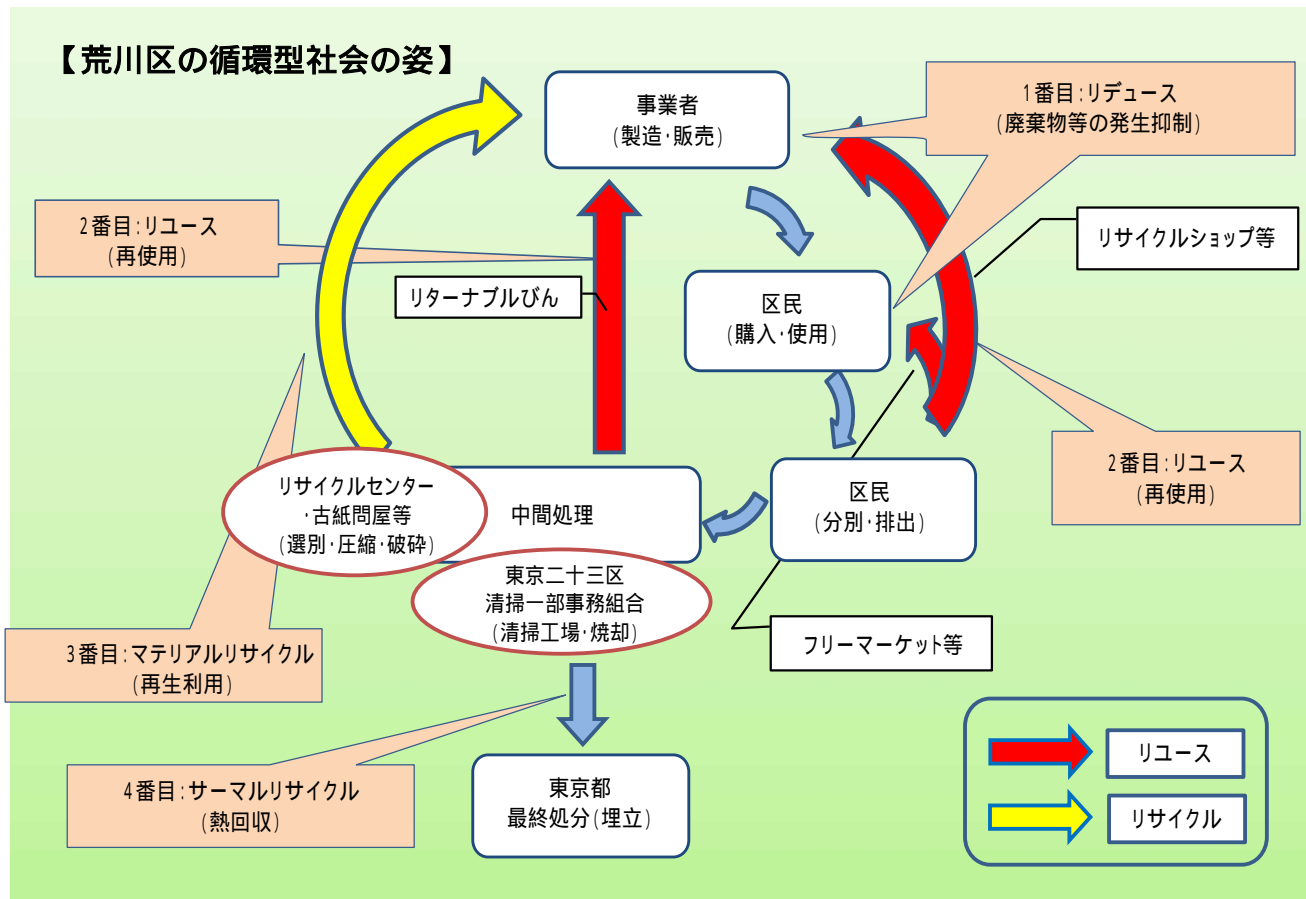
前回の本計画の策定時に掲げた、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会に向けて、荒川区の強みである下町の人情あふれるコミュニティを基盤として、環境区民〔 〕が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会の構築を目指してきました。

あらかわ方式と呼ばれる資源の集団回収も地域に浸透し、古布や小型家電などの新たな資源の回収、(仮称)リサイクルセンターの整備など、本計画で策定した各施策に取り組んできた結果、3Rそのものが地域に根付いてきました。

今後も生ごみを中心としたごみの減量や、資源回収品目の拡大など、新たな施策の充実を図り、地域にさらに深く根差した3R活動の充実が必要となります。

そのためにも、環境区民である区民・事業者・区がそれぞれの立場で協力し、持続可能なさらに質の高い循環型社会の構築を目指すべきであると考えます。

・〔 〕「環境区民」... 環境基本計画において「まちのつながり」と「大切に
するところ」を併せ持ち、実践する主体である区民・事業者・区を、
環境を支える区民として位置付け、「環境区民」という総称で表現し
たものです。



【環境区民の主要な役割】

(区 民)

- ・ 一人ひとりがごみとの関わりについて理解を深め、ごみの減量化・再資源化に努める
- ・ ごみの発生・排出抑制を意識してライフスタイルを見直す
- ・ 3Rリーダーとしての清掃リサイクル事業の普及啓発

(事業者)

- ・ 排出事業者責任の原則のもとでのごみの適正処理
- ・ 事業活動におけるごみ減量・リサイクルの推進

(区)

- ・ 一般廃棄物処理の統括的責任
- ・ 循環型社会の構築に向けたシステムの整備・進行管理
- ・ 区民や事業者へのごみ減量・再資源化の情報発信や指導
- ・ 東京都や東京都二十三区清掃一部事務組合との連携、国・都への制度の見直しなどの働きかけ

(2) 更なる施策の充実に向けた基本方針の見直し

現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時に、基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を実現させるために、「基本方針1 環境区民による協働の推進」、「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」、「基本方針3 適正処理の推進」の3つの基本方針を掲げました。

今回の見直しでは、上記の基本方針をさらに充実させ、新たに掲げた4つの基本方針を基に、施策や事業を展開していく必要があります。

【荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時に掲げた基本方針】 平成23年度

- ・ **基本方針1** 環境区民による協働の推進
- ・ **基本方針2** Rの充実によるごみ減量の推進
- ・ **基本方針3** 適正処理の推進



【荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに向けて掲げた新基本方針】

平成28年度

基本方針1 排出抑制の促進

ごみ減量については、まずは排出抑制によりごみの量を減らすことに努めることが重要です。生ごみを中心とした排出抑制を促進していきます。

基本方針2 リサイクルの推進

排出抑制・再使用の取組を行っても、なお排出されるものについては、コストや環境負荷に配慮しながら、可能な限り資源としてリサイクルを推進します。

基本方針3 参画と協働体制の推進

環境区民である区民・事業者一人ひとりが環境問題に正しい知識を持ち、行動することが求められることから、環境教育や環境学習の推進に加え、地域のごみ減量やリサイクル推進の啓発を地域で担う区民である3Rリーダーを養成していきます。

基本方針4 適正排出の推進

環境に配慮した適正なごみの排出を推進します。

(3) 基本方針の見直し理由

従来の「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」の2本化
「基本方針1 排出抑制の促進」・「基本方針2 リサイクルの推進」へ

現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時に掲げた3つの基本方針の1つである「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」については、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを中心とした施策を掲げていましたが、本計画策定後は、国の法律や体制等が3Rからリデュース・リユースの2Rを中心とした排出抑制に重点が置かれる方針に変わってきました。

平成25年度に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画においては、従来の3Rから2R（リデュース・リユース）への明確な転換などの、排出抑制が重要視されています。

荒川区においても、排出抑制の促進を重視する必要があります。今回の見直しでは、可燃ごみの約半数を占める生ごみの減量や、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源の資源化、事業系リサイクルの推進、平成28年度に開設される（仮称）荒川区リサイクルセンターの活用、地域のごみ減量・リサイクル推進活動の担い手の拡充など多くの課題があり、今後新たに多くの施策を実施していく必要があると考えています。

このようなことから、従来の「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」を、新たに、リデュース・リユース等を中心とした「基本方針1 排出抑制の促進」と、「基本方針2 リサイクルの推進」の2本に基本方針を分け、更なる施策の充実を図ることとしました。

従来の「基本方針1 環境区民による協働の推進」の更なる充実
「基本方針3 参画と協働体制の推進」へ

従来の「基本方針1 環境区民による協働の推進」についても、環境教育の更なる充実や、ごみ・リサイクルに関する情報の更なる見える化、地域においてごみ減量・リサイクル推進を行う3Rリーダーの養成など、今後新たな施策に取り組む必要があります。このようなことから、環境区民である区民や事業者との協働や参画を重視した施策の更なる充実が必要となってくることを踏まえて、施策を新たに「基本方針3 参画と協働体制の推進」としました。

従来の「基本方針3 適正処理の推進」の拡充
「基本方針4 適正排出の推進」へ

従来の「基本方針3 適正処理の推進」においては、ごみ減量・リサイクル推進のための取組がなされた後に、区がごみの適正処理を行うことや、きめ細やかな収集・運搬体制を行うことを掲げていましたが、今回の見直しではさらに、区民や事業者が適正にごみを排出していくよう推進していくことが求められています。

このようなことから、旧基本方針を拡充させ、施策を新たに「基本方針4 適正排出の推進」としました。

(4) 重点施策

基本方針をもとに、施策や事業を展開するにあたり、以下の4点を重点的に実施すべきです。

- ・可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量
- ・ごみとして排出されている資源の更なる資源化
- ・ごみ減量・リサイクル事業における環境区民との参画と協働
- ・清掃事業における適正排出の推進

(5) 計画の目標

< 目標値の設定 >

荒川区では、前回の本計画策定時に、基本理念の実現に向けて最終年度である平成33年度を見据え、ごみ減量及びリサイクル推進に向けた具体的な数値目標を設定しました。

平成26年度時点では、区民1人1日当たりの総ごみ量及び総排出量については、ほぼ順調に推移していますが、区民1人1日当たりの資源回収量は年々減少しており、リサイクル率についてもほぼ横ばい状態で、目標達成が難しい状況です。平成33年度に目標を達成するためには、資源回収量を増やし、総排出量に占める総ごみ量と資源回収量の比率を変えていく必要があります。

リデュース（排出抑制）の目標値

【指標】

1人1日当たりの総排出量（総ごみ量 + 資源回収量）

〔総排出量（総ごみ量 + 資源回収量） / 人口（年度内4月1日現在）〕

【達成状況】



【目標値】

平成33年度の目標値（1人1日当たり）は800gとし、総排出量を16.7%削減します

1人1日当たり160gのリデュース（排出抑制・平成22年度比）

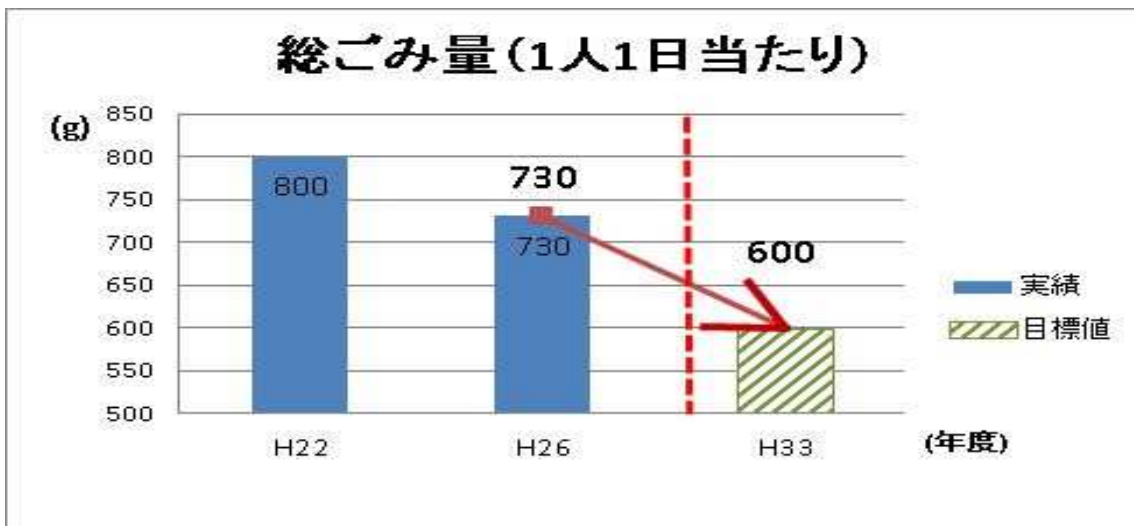
ごみ減量化の目標値

【指標】

1人1日当たりの総ごみ量（資源回収量を除く。）

〔総ごみ量（資源回収量を除く。）／人口（年度内4月1日現在）〕

【達成状況】



【目標値】

平成33年度の目標値（1人1日当たり）は600gとし、総ごみ量を25%削減します

1人1日当たり200gのごみ減量化（平成22年対比）

リサイクル推進の目標値

【指標1】

1人1日当たりの資源回収量（総ごみ量を除く。）

〔資源回収量（総ごみ量を除く。）／人口（年度内4月1日現在）〕

【達成状況】



【目標値】

平成33年度の資源回収量の目標値(1人1日当たり)を200gとします
1人1日当たり40gの更なる資源化(平成22年度比)

【指標2】

リサイクル率

$(\text{資源回収量} \div (\text{総ごみ量} + \text{資源回収量}) \times 100)$

【達成状況】



【目標値】

平成33年度のリサイクル率(総ごみ量より算出)を25%とします
1人1日当たり8.6ポイントの更なる資源化(平成22年度比)

4 循環型社会の実現に向けた具体的な施策

基本方針1 排出抑制の促進

ごみ減量については、3Rの実践が有効な手段ですが、資源化の前にまずは、排出抑制や再使用等によりごみの量を減らすことが重要です。

そのためには、区は、区民・事業者に対し排出抑制のための積極的な働きかけを行うことが求められます。

特に、生ごみ（厨芥類）が家庭系可燃ごみの約52%、事業系可燃ごみ約48%を占めており、生ごみの削減はごみの排出抑制の要となります。区は、生ごみの減量や食品ロスの削減事業を重点的に取り組む必要があります。

施策 家庭系ごみの排出抑制

排出抑制の取組み主体は区民であり、区民一人ひとりがごみ減量意識を高め、日常生活で実践することが重要であると考えます。

今回の見直しでは生ごみの減量や食品ロスの削減を中心に家庭系ごみの排出抑制をしていく必要があります。

（今後の方向性）

生ごみの減量や食品ロスの削減について、区報や区ホームページでの周知はもとより、区で開催されるイベント（環境・清掃フェア等）のブース出展などのPR活動が効果的です。

家庭で実践できる食品ロスを減らすためのレシピやアイデアを募集し、区報、ホームページで紹介していくことも効果的です。

区の3Rに関するイベント開催時などに、家庭で余った食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人を支援する事業などを行うことも効果があると考えます。

ワンルームマンションなどに住む単身世帯や転入者・外国人を対象とした、ごみ・資源の出し方や分別の周知を行う必要があります。

家庭系ごみの有料化は、費用負担を軽減しようとする動機づけが働き、ごみの排出抑制及び分別の徹底ができることや、ごみ減量に対して区民が当事者意識を持つことができること、費用負担の公平化などといった効果が挙げられます。

一方で、区民に新たな費用負担が生じること、ごみの減量効果が限定的であること、戸別収集費用の増加、不法投棄等の対応が生じることなど、費用対効果の面で解決すべき課題も多くあります。

また、これまでの清掃リサイクル事業の経緯や、事業系一般廃棄物処理手数料を23区で統一的に扱っていること、他区と近接している地理的条件などを

考慮すると、23区間による調整・連携等も必要と考えられます。

家庭系ごみの有料化の前提として、不燃ごみや粗大ごみの資源化など新たな品目の資源回収の実施や、可燃ごみの半数を占める生ごみの減量、可燃ごみや不燃ごみとして出される資源の分別徹底の推進など、多様な3R推進のための施策を実施していく必要があります。有料化については、これらの施策や働きかけを実施しつつ、数値目標の達成状況を勘案しながら、広く区民とともに考えていく必要があります。

施策 事業系ごみの排出抑制

事業者は自ら排出するごみの排出抑制に努めるとともに、区民の排出抑制を支援する役割を有しています。特にごみ減量の要となる生ごみ減量や食品ロス削減のための取組を重点的に行うべきです。

区は事業者の排出抑制について、積極的に取組むよう働きかける必要があるとともに、区は一事業者として自ら排出抑制に努めなければなりません。

(今後の方向性)

事業系食品ロス削減のための取組として、お客様に対し宴会時のコース料理食べ切り(30・10運動)の声掛けや、小盛メニューの案内等を実施する店舗を募集し、区報やホームページ等で紹介することは、非常に有効であると考えます。

30・10(サンマル・イチマル)運動.....会食や宴会などで乾杯後の30分間と、閉会前の10分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす運動。

施策 再使用の推進

再利用(リユース)に関わる事業を通じて、ものを大切に再利用するよう普及啓発を推進することでごみの排出抑制に努めていく必要があります。また、修理や部品交換を行い、愛着を持って長く使用するよう普及啓発していくことも重要です。

基本方針2 リサイクルの推進

平成26年度時点での区のリサイクル率は、16.5%であり、全国平均(平成25年度)の20.6%に比べ、4ポイント以上下回っています。

また、平成33年度の数値目標である25%を大きく下回っており、数値目標を達成するためには、区民や事業者に対して、資源の分別の徹底を図るための普及啓発に加え、新たな資源品目の回収が大変重要であると考えます。

施策 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施

平成28年10月に区のリサイクル事業の拠点となる（仮称）荒川区リサイクルセンターが開設します。リサイクル率を向上させていくためには、リサイクルセンターを最大限に活用できるよう、家庭や事業者から排出される資源の分別の更なる徹底が必要です。

とりわけ、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源化が可能な品目については、資源として排出していただけるようさらに徹底した取組をすることが求められます。

（今後の方向性）

（仮称）荒川区リサイクルセンターでは、循環型社会の構築へ向けたRの推進のため、長期的に持続可能で安定した資源の中間処理を行っていく必要があります。

可燃ごみ・不燃ごみとして出されてしまっている資源化が可能な品目（特に紙製容器包装類・古布・びん・缶類・小型家電）については、区民や事業者が適正に資源として排出するよう、働きかけを強化すべきです。

施策 新たな資源回収に向けた取組の実施

現在回収している資源に加え、新たに資源となる回収品目の拡大を行っていくことにより、リサイクル率の向上及び目標値達成を目指していく必要があります。

（今後の方向性）

区で回収している不燃ごみ及び粗大ごみに含まれる資源については、ピックアップ回収などを活用し、新たな資源として回収を行っていくことが効果的です。

（仮称）荒川区リサイクルセンターでは、新たな資源回収となる品目（廃食油・蛍光管等）の回収を積極的に行っていくべきです。

施策 事業系リサイクルの推進

家庭系のリサイクルだけではなく、事業系のリサイクルの推進も取り組んでいくべきです。事業者が排出する紙類を資源として回収する東京商工会議所荒川支部で実施しているエコノミックリサイクル利用の周知等、あるいは、自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけていくことが求められます。

基本方針 3 参画と協働体制の推進

ごみ減量のためには、ごみの排出源である家庭等を対象とした環境教育等の普及啓発活動を実施していくことが重要です。

また、区だけではなく、区民・事業者が主体となり、ごみ減量・リサイクル事業を協働で推進していく体制を築いていく必要があります。

施策 環境教育を通じた普及啓発活動

食品ロス削減に関する内容を含めた環境教育による普及啓発活動を充実させていくべきです。また、新たに整備される（仮称）荒川区リサイクルセンターを活用した普及啓発活動を展開する必要があります。

（今後の方向性）

保育園児・幼稚園児に対して、各園で実施している食育等と併せて食品ロスなど身近な事柄から、環境について学ぶことは大変効果があります。

また、小学生に対しても、食品ロス削減のためのリーフレット等を活用した授業を通じて学習することで、食品ロスについての理解を深めていただくことにより、児童を通じて家庭への浸透が期待できます。

さらに、体験型学習など楽しみながら学ぶことのできる啓発事業を実施していくことも必要です。

（仮称）荒川区リサイクルセンターでは、小中学生の社会科見学や区民による施設見学会、リサイクル関連の講座・教室など、積極的に普及啓発活動の場を提供する必要があります。

施策 地域に根付いた協働及び普及啓発活動

地域においてごみの減量・リサイクルを推進する区民を養成していく必要があります。また、ごみ減量やリサイクル推進の啓発活動についても、区が情報発信するだけではなく、区民と協働しながら取り組んでいくことが求められます。

（今後の方向性）

地域においてごみ減量・リサイクル推進を行う「3Rリーダー」を養成していく必要があると考えます。また、ごみ減量・リサイクルの普及啓発活動は区と3Rリーダーが協働しながら実施していくことが求められます。

地域の方を交えて、ごみ減量・リサイクル推進のための作戦会議（3R作戦会議）を開催し、地域特性に見合った事業を展開していくことが求められます。

施策 ごみ減量・リサイクルに関する情報の見える化

区民や事業者にごみの減量やリサイクルに関心を持っていただくためには、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費等についての更なる「見える化」を行っていくことが必要です。

また、上記の3Rリーダーの養成事業等の取組や、食品ロス削減に取り組む優良な事業者の事例等を、区民や事業者に対し発信していくことが求められます。

基本方針4 適正排出の推進

環境区民によるごみ減量への取組がなされた後、どうしても排出されてしまうごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理すべきです。そのためには、区民・事業者が適正にごみを排出するよう推進していく必要があります。同時に、区は、効率性や環境に配慮するとともに、荒川区の地域特性を踏まえたきめ細やかな収集・運搬体制を推進していくべきです。

施策 清掃事業の適正な運営

生活環境を保全するため、適正な清掃事業の実施と効率的な収集運搬体制の構築に努めていくべきです。

(今後の方向性)

排出されたごみは、能率的かつ効率化な収集・運搬方法により、財政的な面も考慮しながら、処理していく必要があります。

血圧計や体温計などの水銀の入った廃棄物については、環境保護の観点から回収方法を検討し、実施していくことが求められます。

首都直下地震や水害等の自然災害が発生した際に発生する災害ごみを適正かつ迅速に処理するために、災害廃棄物処理基本計画を策定していく必要があります。

施策 家庭系ごみの適正排出の推進

分別は適正処理の基本であることから、適正な排出をするための様々な取組を実施することが求められます。

区が実施するふれあい指導や従来の区による戸別訪問収集だけではなく、集団回収の際に、地域の方々が外出の困難な方の手助けを行うといった温かい取組が地域に根付いていますので、今後も大切に見守る必要があります。

(今後の方向性)

不適正排出に対する指導助言を目的としたごみ集積所(資源回収拠点)の状況を把握するための方法を検討すべきです。

ごみや資源を自分で出すことが困難な区民に対しては、関係機関と連携しながら、特別な配慮を検討することが求められます。

施策 事業系ごみの適正排出の推進

事業者に対して適正な処理を促進するための助言や指導を行っていく必要があります。

(今後の方向性)

事業の用途に供する部分の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の大規模建築物に加え、1,000㎡以上の要綱指導対象事業所、さらには小規模な事業所に対しても、立ち入り調査を実施して適切な助言や指導を行っていく必要があります。

不適正排出に対する指導助言を目的としたごみ集積所の状況を把握するための方法を検討すべきです。

5 計画の推進体制

(1) 推進体制

4つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区の協働により推進し、基本理念の達成を目指していくことが求められます。

(2) 環境区民の役割と協働のしくみ

質の高い循環型社会の実現には、環境区民である区民・事業者・区の三者がそれぞれ相互に連携し、協働することが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区のそれぞれが環境区民としての役割を自覚し、実践することが大切です。

区民の役割

区民は、ごみの排出ルール・マナーを守ることはもとより、ごみの排出抑制・リサイクルを意識して、現在の生活態度を見直すことなどにより、ごみの減量化・再資源化に努める必要があります。

荒川区の地域特性を生かして、協働の取組の一つとして「集団回収」がごみ減量の大きな役割を担っています。

区民一人ひとりが廃棄物との関わりについて理解を深めることにより、積極的に参加していくことが必要です。

地域において、ごみの減量・リサイクル推進のための取組を、区と協働で行っていく区民も求められています。

事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づく適正処理はもとより、事業活動におけるごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進など、環境に配慮した事業活動が求められています。

また、ごみの発生は光熱水費と同様、コスト要因であることから、経営の観点からも、ごみ減量に対する意識付けを行っていく必要があります。

区の役割

区は区内最大の事業所としての責任を自覚し、全部署が一体となった体制を整備・確保し、平成26年に改定した「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」を実践していく必要があります。また、区はコーディネーター（調整役）として、「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換の必要性を呼び掛けるとともに、ごみの発生から処理・処分までの全体調整を行い、資源循環型社会の構築に向けたシステムを整備し、その進行管理を行い、ごみの減量化・再資源化を推進する役割を担うことが必要です。また、区民や事業者に対し、ごみ減量やリサイクル推進に関する情報を提供していくことが大切です。

さらに、清掃事業の主体として、効率性や環境にも配慮しながらごみの収集・運搬を実施するとともに、家庭系ごみ及び事業系ごみの適正排出を徹底していく必

要があります。

国などに対しても、各種リサイクル法等の見直しや、制度の改善などについて、継続的に働き掛けていくことが求められます。

(3) 荒川区清掃審議会

区民・事業者・区・学識経験者等の代表により構成される「荒川区清掃審議会」の中で、循環型社会の実現に向けた課題や課題に対する基本的な考え方を審議し、環境区民間での相互理解を高め、区の施策に反映していく必要があります。

(4) 計画の進行管理

目標を達成するために、達成状況の客観的な評価を行いながら、改善を図り、計画的・効果的に実施していく仕組みを確立する必要があります。進捗状況、達成状況について、行政評価にも用いられている計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを適切に運用し、継続的・段階的に改善を図りながら計画を発展的に実施していくことが求められます。

また、区のホームページなどで積極的に情報を公表し、区民・事業者・区の協働による計画の着実な推進を図っていくことが重要です。

本計画に掲げた各種施策を推進するとともに同時に、荒川区低炭素地域づくり協議会が平成22年10月に策定し、平成27年度に見直しを行った「荒川区低炭素地域づくり計画」に盛り込んだ、一般廃棄物処理基本計画に基づく「ごみの排出抑制を主眼とする3Rの推進」の取組についての点検、評価、見直しを行うなど、他の施策との整合性を図っていくことが求められます。

今後の予定

平成 26 年度開催日程

26 年度		
1	平成 27 年 3 月 16 日 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選任 ・ 荒川区の清掃・リサイクル事業の現状 ・ 荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況 ・ 今後の予定

平成 27 年度開催日程

27 年度		
1	平成 27 年 8 月 3 日 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新委員の紹介 ・ 諮問（荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について） ・ 前回の審議内容の確認及び回答 ・ ごみ排出原単位等実態調査の結果について ・ 荒川区一般廃棄物処理基本計画の施策の分析について ・ (仮称) 荒川区リサイクルセンター整備状況について
2	平成 27 年 11 月 25 日 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の審議内容の確認及び回答 ・ 現状の課題整理及び見直し
3	平成 28 年 3 月 10 日 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の審議内容の確認及び回答 ・ 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について（答申案）

平成 28 年度開催日程

28 年度		
1	平成 28 年 5 月 16 日 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の審議内容の確認及び回答 ・ 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について（答申最終案）
2	8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について（答申） ・ 一般廃棄物処理基本計画（改正案）について ・ (仮称) 荒川区リサイクルセンター建設工事進捗状況視察
3	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の任期満了に基づく委嘱並びに新会長及び副会長選任